

袴田事件第2次再審請求特別抗告

再審開始を認めなかった高裁決定を取り消し差し戻した最高裁決定に関する声明

12月22日、静岡・袴田事件第2次再審請求審で、最高裁第三小法廷（林道晴裁判長）は、袴田巖さんの再審を認めなかった東京高裁決定を取り消して、審理を東京高裁に差し戻す決定をした。

日本国民救援会は、全員一致で再審開始決定を取り消した東京高裁決定の誤りを認めた点は評価する。しかし、最高裁が「原決定（東京高裁決定）を取り消さなければ著しく正義に反する」というならば、半世紀以上にわたり、誤った司法に翻弄され、今年84歳となる袴田さんの名誉と人権を回復するためにも、最高裁自身が裁判のやり直し（＝再審）を開始する決定を出すべきであった。なお、5人中2人の裁判官（林景一裁判官、宇賀克也裁判官）は、審理を差し戻すことに反対し、最高裁が自ら判断して再審開始決定を確定させるべきとする反対意見を付した。このことは再審開始に向けて大きな力となるものである。

袴田巖さんは、1966年6月18日、当時勤めていた味噌会社の専務一家4人を殺害し、売上金を奪って放火した容疑で逮捕・起訴された。それから現在に至るまで、54年間にわたって無実を訴え続けている。2014年3月、第2次再審請求審で静岡地裁（村山浩昭裁判長）は、警察による証拠の捏造を指摘し、袴田さんの再審開始と死刑の執行停止を決定し、さらには拘置の執行をも停止するという歴史的な決定を出し、袴田さんは48年ぶりに自由の身となった。ところが、東京高裁（大島隆明裁判長）は、検察の理由なき即時抗告を鵜呑みにし、勝手な憶測で再審請求を棄却。再審開始への道が閉ざされかねない状況が続いていた。

今回の最高裁決定は、DNA型鑑定について「新証拠にあたらぬ」としたうえで、弁護団と支援者がおこなった「味噌漬け実験」を重視した。決定は、犯行着衣とされた「5点の衣類」の色に関する味噌漬け実験報告書や、たんぱく質を含む血液と味噌の糖分が結合すればメイラード反応が起きて血痕は褐色化するとした弁護側が提出した専門家意見書の信用性を否定した原決定の判断について、その推論過程に疑問があることや専門的知見に基づかずに否定的な評価をしたことについて審理不尽の違法があると判断し、全員一致で原決定を取消したうえで、3人の多数意見により東京高裁に審理を差し戻す決定をしたものである。

そもそも「5点の衣類」については、その発見経過や、事件発生から1年2カ月も味噌に漬かりながらも、衣類に付着した血痕の赤みが残っていることなどについて、事件を検証する現地調査や学習会において常に参加者から疑問が出され、袴田事件が冤罪であることを確信させるものであった。第2次再審請求審でようやく検察から開示された「5点の衣類」のカラー写真のネガフィルムによって、確定判決の誤りはいつそう明らかとなった。今回の最高裁決定による高裁決定の取り消しは、その意味において市民の常識にも合致するものである。しかし、その取り消し理由からは、それのみでも再審開始を確定させることができたはずであり、差し戻すのではなく再審公判に委ねるべきであった。

再審を開始すべきとする反対意見では、弁護団が提出した味噌漬け実験報告書は「確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じさせる新証拠」として評価したことにとどまらず、袴田さん以外の第三者が着衣を隠した可能性を指摘している。また、多数意見が明白性を否定したDNA型鑑定についても、衣類の血痕と袴田さんのDNA型は違うという鑑定結果からは、袴田さんの「犯人性に疑いを生じさせる」と指摘しており、科学に忠実で、多数意見よりも説得力を持つものとなっている。

袴田さんの身柄は解放されたものの、48年間に及ぶ獄中生活で痛めつけられた心と体は、釈放後6年半経った今でも回復できていない。袴田巖さんは84歳、保佐人として再審請求人となっている姉・秀子さんは87歳の高齢であり、袴田さんの救済に一日の猶予も許されない。

日本国民救援会は、差し戻し審においては、最高裁決定及び、反対意見を踏まえた迅速で公正な審理を求め、一日も早く袴田さんの再審開始の確定・無罪判決を勝ちとるまで全力で支援を行うことを表明する。

また、袴田事件においても我が国の再審制度の不備を早急に改善する必要性が明らかにされた。とりわけ、再審に必要な証拠開示の制度化や、再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止をはじめとする、再審法の改正が必要かつ急務となっている。日本国民救援会は、冤罪を防止し、冤罪犠牲者を救済するための刑事司法制度改革の実現をめざして全力を尽くす決意である。

2020年12月25日

日本国民救援会
会長 望月 憲郎